

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行期日は平成三十一年七月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は平成三十年十一月二十九日とすること。